

新庁舎整備用地の一部処分について

1 処分財産の種類及び表示等

種類	名称	所在地	面積 (㎡)
土地	新庁舎整備用地	中野区中野四丁目2番139 (住居表示：中野4-11-19)	8,557.38 内824.07(持分)

2 処分の相手方及び処分方法

- 処分相手方：東京都(東京都建設局総務部用度課)
- 処分方法：随意契約
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく)

3 処分内容(目的)

平成28年11月15日に締結した中野区役所及び東京都第三建設事務所
の合同庁舎建替事業に関する基本協定により、都の持ち分割合について
売却する。

4 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------|
| 令和6年5月頃 | 土地売買仮契約締結 |
| 6月頃 | 第2回定例会に財産処分に係る議案を提出 |
| 7月頃 | 土地売買契約締結 |